

ごみの分別区分について

ごみ一時保管所に出せるごみ

燃やすごみ

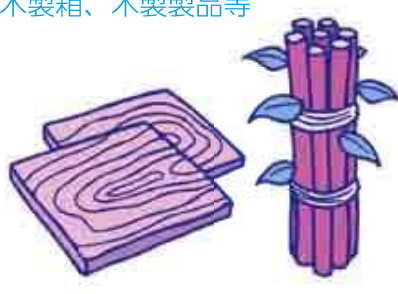
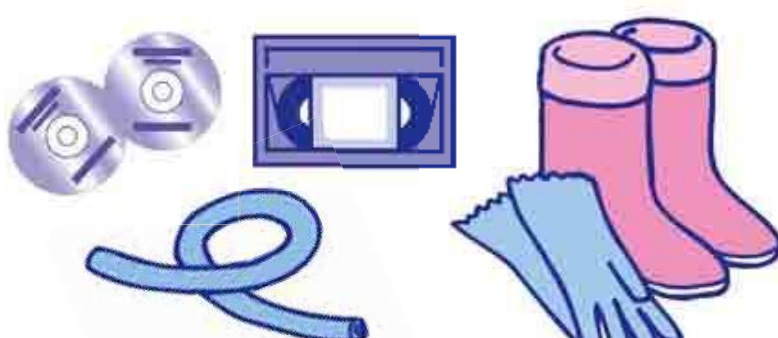
(週2回)

指定袋に入れて出してください。

○台所ごみ、資源物の対象とならない紙・布類・プラスチック類が主な対象品目となります。

○木製品、枝類及び木片については、直径10cm以内、長さ50cm以内にして、必ず指定袋に入れてください。

○生ごみの堆肥化にご協力ください。(生ごみ処理器等の購入に補助をしています。)

台所ごみ	資源物の対象とならない紙・布類・革製品
■代表的な品目 料理くず、残飯、お茶がら、貝殻、固めた食用油（液体のままでは出せません）等  ●出し方の注意 水切りは十分に。	■代表的な品目 紙おむつ（汚物は取り除く）、汚れた紙や布、ぬいぐるみ、帽子、かばん、ベルト、衣類（わた・毛糸・羽毛の混入したもの）、くつ  ●出し方の注意 金属類は、取り除く。
木くず類	プラマークの付いていないプラスチック類、ビニール類など
■代表的な品目 木製の履物、木片、竹片、木製箱、木製製品等  ●出し方の注意 直径10cm以内のものを、長さ50cm以内に切断して袋に入れて出す。	■代表的な品目 ラップ、食品用アルミホイル、カセットテープ、ビデオテープ、CD、長靴、ビニール手袋、ゴムホース、汚れたプラスチック容器、ゴム製品、ビニール製品 

資源物 A

(月1回)

空かん・空びん（資源物A）

指定袋に入れて出してください。

- 空かん・空びんは、一緒の袋に入れてかまいません。
- 空かんも空びんも中をきれいに洗って出してください。
- 空びんのふたでプラスチック製のものは、「容器包装プラスチック類（資源物J）」へ。
金属製のふたは、「不燃物」へ出してください。
- 4リットル以上の空かん・空びんは「不燃物」に出してください。
- 割れたびんは、新聞紙などに包んで「不燃物」へ出してください。
- できるだけ地域の集団回収に出しましょう。

空 かん

■代表的な品目

ジュース缶、菓子缶、缶詰め缶、食用油缶、その他金属缶類



空 びん

■代表的な品目

ジュースびん、洋酒びん、ドリンクびん、有価物回収に出せない空びん等



●出し方の注意 中は、洗ってふたを外して出す。

※スプレー缶（塗料以外）・カセットボンベは令和3年4月から不燃物の日に「特定品目」として出して下さい。（P11参照）



資源物 C・D

(月1回)

新聞・折り込みチラシ (資源物C)

指定袋に入れて出してください。

○紐でくくって、ぬれないようにしてください。

○できるだけ地域の集団回収に出しましょう。

■代表的な品目

新聞紙、折り込みチラシ



●出し方の注意

十字にくくる。

ぬれたものは、資源として再利用できません。

乾かして出してください。

雑誌、本、その他の紙 (資源物D)

指定袋に入れて出してください。

○雑誌、本、包装紙、菓子箱、パンフレット等です。

○名刺サイズ以上の紙は、紙として出しましょう。

○金属やプラスチック類は、取り除いてください。

○光沢のある紙で、縦・横に破ってみて破れないフィルムコートされているものは、「燃やすごみ」に分別してください。ビニールを取り除き紙だけにすれば、「資源物D」となります。

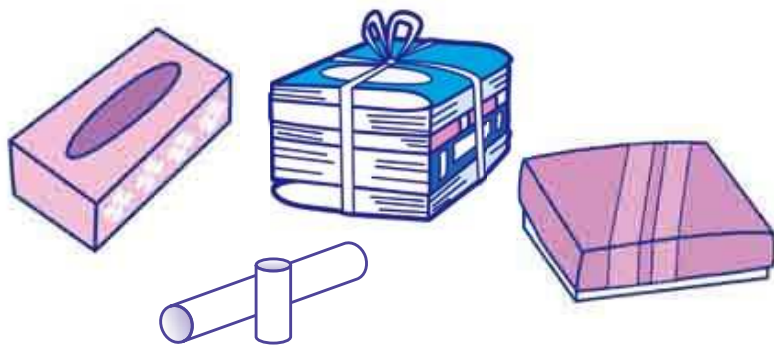
○汚れのついた紙、粉末洗剤の箱や蚊取り線香、石けんの箱など匂いのついた箱は、「燃やすごみ」に分別してください。

○できるだけ地域の集団回収に出しましょう。

■代表的な品目

雑誌、本、カタログ、包装紙、紙箱等

※ビニールを取り除き紙だけにすれば「資源物D」となります。



トイレットペーパーやラップの芯

●出し方の注意

十字にくくる。

小さい紙切れはそのまま指定袋に入れてもかまいません。

ぬれたものは、資源として再利用できません。乾かして出してください。

資源物 E・F・G

(月1回)

衣類（資源物 E）

指定袋に入れて出してください。

○革製品、ビニール、毛糸・わた・羽毛が混入したものは、「燃やすごみ」に出してください。

○できるだけ地域の集団回収に出しましょう。

■代表的な品目 衣類、毛布、タオルケット

※わた・毛糸・
羽毛の混入し
たものは、
「燃やすごみ」へ



●出し方の注意

ぬれたものは、資源として再利用できません。乾かして出してください。

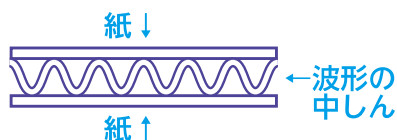
段ボール（資源物 F）

指定袋に入れて出してください。

○開いて、紐でくくって、袋に入る大きさに切って、袋に入れてください。

○できるだけ地域の集団回収に出しましょう。

■品目 段ボール



段ボールの断面図



●出し方の注意

ぬれたものは、資源として再利用できません。乾かして出してください。

牛乳パック類（資源物 G）

指定袋に入れて出してください。

○開いて、洗って、乾燥させてから、紐でくくって出してください。

○できるだけ回収している店舗や地域の集団回収に出しましょう。

○内側にアルミが貼ってあるもの、プラスチックのキャップ付きは紙としてリサイクルできないため「燃やすごみ」です。プラスチック部分を取り除けば「資源物 G」として出せます。

■品目 牛乳パック、ジュースなどの紙パック



※食品・飲料用も対象になります。



●出し方の注意

はさみで切り開き、水洗いし、乾燥させて紐で十字にくくって出す。（原形のままでは、資源として再利用できません。）

ペットボトル(資源物H)

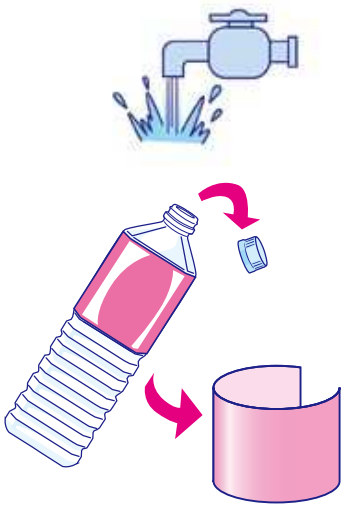
指定袋に入れて出してください。

-  マークがついているプラスチックボトルに限ります。
- 「ふた」と「ラベル」を取り外し、中を洗って出してください。
プラスチック製のふたとラベルは、「プラスチック類(資源物J)」
 (容器包装プラスチック) に出してください。
- できるだけ回収している店舗に出しましょう。
- 識別表示マークをよく確認して分別しましょう。
- できるだけ地域の集団回収に出しましょう。

ペットボトル (資源物H) ………  PET



このマークが
入ったもの
だけを出す

■代表的な品目 ( マークが付いていること)		●出し方の注意 つぶしてもよい。 「ふた」と「ラベル」を外して、 中を洗って本体のみを出す。 
飲料 水	ジュース、水、お茶、等	
しょうゆ	しょうゆ	
しょうゆ加工品	めんつゆ、浅漬けの素、だしの素 等	
みりん風調味料	みりん、調理酒、赤酒 等	
食 酢	穀物酢 等	
調味 酢	すし酢、南蛮漬けの素、漬物酢、 らっきょ酢 等	
ドレッシングタイプ の調味料 (ノンオイル)	ノンオイルドレッシング 「オイル」の入っていないものに限ります。	

資源物 J

(週1回)

容器包装プラスチック類(資源物 J)

指定袋に入れて出してください。

-  マークの付いた容器包装（お菓子、冷凍食品の袋、弁当がら、洗剤・シャンプーなどのプラスチック製容器など）
- 汚れているものは、軽く洗って出してください。（汚れが取れないものは、「燃やすごみ」へ。）
- チューブ類・食用油の容器は、汚れが取れると対象となります。

容器包装プラスチックとは

プラスチック製の包装資材のことです。
容器包装プラスチックには、右記のプラマークが表示されています。

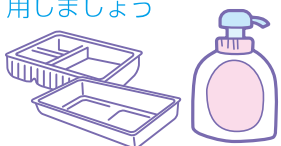


このマークが入ったものだけを出す

容器包装プラスチック対象品目

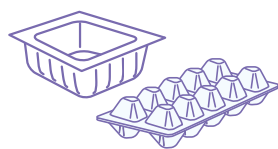
ボトル類・トレイ類

トレイ類はスーパー等のトレイ回収を優先的に利用しましょう



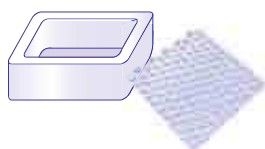
カップ・パック類

ふた等素材の異なるものは、外して出してください



発泡スチロール・緩衝材

大きい場合は割って出してください



袋類・キャップ・ラベル等

汚れが付いていないもののみ



出してはいけないもの・間違いやすいもの

バケツ・おもちゃ等



 マークがないプラスチック製品

「燃やすごみ」に出す

油のボトル等



汚れが落ちないもの汚れているもの

「燃やすごみ」に出す

ペットボトル等



 マークがついたペットボトルなど

「ペットボトル」に出す

ビニールホース、長靴



「燃やすごみ」に出す

CD、カセットテープ



「燃やすごみ」に出す

シリコン製品



「燃やすごみ」に出す

スポンジ



「燃やすごみ」に出す

上記の項目に注意して分別を行ってください

食品トレイ・発泡スチロール (資源物 J)

指定袋に入れて出してください。

- ラベルやシールは、なるべく取り除いてください。
- できるだけ回収している店舗に出しましょう。

代表的な品目

トレイ、
発泡スチロール



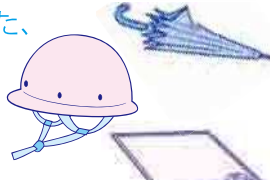
出し方の注意

軽く洗って汚れが取れないものは、「燃やすごみ」です。（食品が付着したままのものは資源として再利用できません）。

不燃物

(月1回)

■指定袋に名前を書いて出してください。

分別区分	代表的な品目	出し方の注意
ガラス	窓ガラス、板ガラス、 耐熱ガラス（灰皿、 レンジ容器、ポット、 ガラス鍋など）、 鏡など 	割れたものは紙に包んで「きけん」と書いて出してください。
陶磁器	茶碗、皿、 湯呑み、 植木鉢など 	割れたものは紙に包んで「きけん」と書いて出してください。
金属類 複合製品	金属製のびんのふた、 傘、ヘルメット、 ホットカーペット など 	
小型金物	鍋、ヤカン、 包丁、 はりがねハンガー、 スプーンなど 	指定袋に入らないものは粗大ごみへ。
小型廃家電	ガスコンロ、 オーブントースター、 電子レンジ、 掃除機、 炊飯器、 携帯電話、 パソコンなど 	指定袋に入らないものは粗大ごみへ。 小型廃家電の電池・燃料は抜いてください。パソコン内のデータは排出者の責任において必ず消去してください。メーカーでの回収を希望される場合は各メーカーにお問い合わせください。

※令和7年4月から【電池類が取り外せない充電式小型家電製品】は「特定品目」で出してください。

パソコン等の小型廃家電の宅配回収 注意点

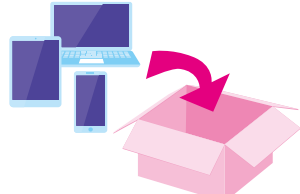
家庭で使用していたパソコン等の小型廃家電（約400品目）は、町と協定を結んだ協力事業者が希望した日時に自宅から回収を行っています。町民の皆様はパソコンが含まれる場合、無料でご利用いただけます。

1.お申し込み

希望日時に
回収!
最短翌日!



2.詰める



3.回収



パソコンが含まれない場合、段ボール1箱につき、費用が発生します。また、段ボールには、サイズ上限があります。

依頼方法や詳細は認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」のHPをご確認ください。(http://www.renet.jp)

電話：0570-085-800 (受付時間：10時～17時)

特定品目 (廃乾電池・水銀体温計・ライター・スプレー缶など)

(月1回)

不燃物の回収日に、品目ごとに別々の透明な袋に入れて、不燃物の袋(黄色)とは別に
出してください。

■代表的な品目

廃乾電池・ボタン電池、水銀体温計・
水銀式血圧計、ライター・
チャッカマン、スプレー缶、練り朱肉



●出し方の注意

- ▶ 廃乾電池は家庭で使用したものに限りです。
- ▶ ボタン電池は必ず両面をセロハンテープで貼ってください。
- ▶ 充電用電池(リチウム電池)は家電量販店(回収協力店)の店頭回収をご利用ください。**※令和7年4月から「特定品目」で出すことができます。**
~~(町では回収できません)~~
- ▶ 水銀体温計、水銀式血圧計は割れないように新聞紙で包むか、ケースにそのまま入れて出してください。
- ▶ スプレー缶・カセットボンベはメーカーにより様々な形があるので、商品に記載されている仕様説明を必ず読み、風通しがよく火の気のない屋外で確実に中身を空にしてください。危険なので穴は開けないでください。
- ▶ 塗料用のスプレー缶は収集できません。
ただし、使い切っていることが確認できれば、環境美化センターに直接持ち込むことができます。

※ライター・チャッカマン、スプレー缶(塗料以外)・カセットボンベ、練り朱肉は、令和3年4月1日～。

※令和7年4月から「リチウムイオン電池(充電式)等」と「電池類が取り外せない充電式小型家電製品」が「特定品目」に加わります。

廃蛍光灯

※拠点回収場所の地図は36ページ

拠点回収をしています。ごみカレンダーを確認して出してください。

○新聞紙等に包むか、元のケースに入れて割れないように工夫して出してください。
(中に入っている水銀等の有害物質の飛散を防止するため)

■代表的な品目

・廃蛍光灯(家庭で使用したものに限り)

※白熱・LED電球・割れた蛍光灯は、「不燃物」へ



●出し方の注意

割れないように工夫して出してください。

廃食用油

※拠点回収場所の地図は36ページ

油の容器やペットボトルなどに入れ、拠点回収場所へ持ち込んでください。

○家庭から出る使用済みのサラダ油や、賞味・消費期限切れの古い食用油を回収します。

- ・油は植物性のものに限り(植物性でも一部対象外のものもあります)。
- ・動物性の油は対象となりません。又、鉱物油(エンジンオイルなど)も対象となりません。
- ・油は液体状のものに限り。薬品で固めたものは回収の対象になりません。

【回収対象油】(通称サラダ油)

例) なたね油(キャノーラ油)、コーン油、ごま油、米油、大豆油、綿実油、
ひまわり油、落花生油、サフラワー油(べに花油)、オリーブ油

【回収対象外油】

例) 植物性…カカオ油、パーム油、植物性マーガリン、ドレッシング
動物性…ラード、バターなど

粗大ごみ

(月1回)

粗大ごみ

予約が必要です。1カ月間に1回。町収入証紙（粗大ごみシール）を粗大ごみに貼ってください。

○指定袋に入らないものや入ってもきちんと指定袋の口が結べないものは、「粗大ごみ」です。

粗大ごみの処理方法

- 1 事前の予約制ですので収集日の2日前までに環境生活課（電話：096-232-2114）に電話で申し込んでください（2日前が休日の場合は、その前日まで）。詳しくは、ごみ収集カレンダー、町ホームページをご覧ください。
- 2 町収入証紙（粗大ごみシール）を購入し貼り付けます。証紙が不足すると、収集されませんので、ご注意ください。※金額は、電話予約時にお尋ねください。
- 3 収集日の朝8：30までに自宅入り口などに出してください。委託業者が収集します。予約制のため収集時間は不明です。収集の立ち合いの必要はありません。委託業者による屋内からの拠出はできません。必ず屋外に出してください。

菊陽町粗大ごみシール

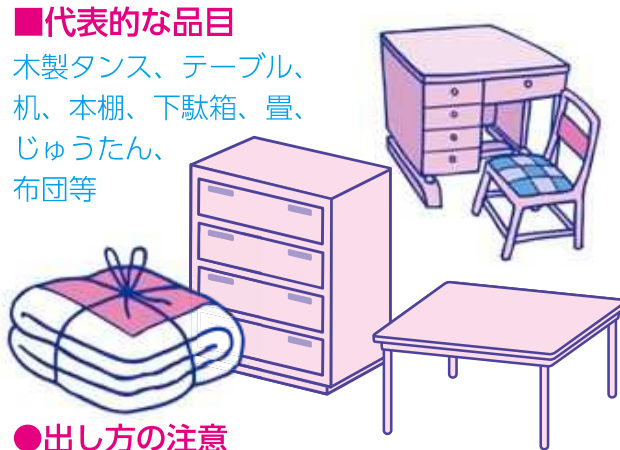
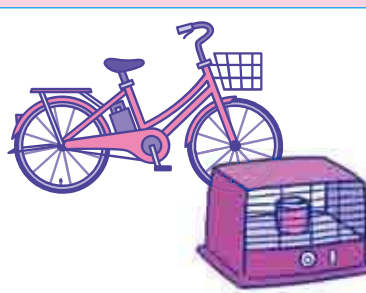


申込み等：菊陽町ごみカレンダー（粗大ごみ）をご覧ください。

粗大ごみシールは町ホームページに掲載の販売店で確認して購入してください。

※粗大ごみシールの台紙の色は、オレンジ色です。

粗大ごみの区分

可燃性	不燃性
■代表的な品目 木製タンス、テーブル、机、本棚、下駄箱、畳、じゅうたん、布団等  ●出し方の注意 幅1.5m、長さ3.0m、高さ1.0m以下のものが対象です。	■代表的な品目 ストーブ、ファンヒーター、自転車、ステレオ、イス等  ●出し方の注意 ▶乾電池、燃料は抜いて出す。指定袋にきちんと入るものは、「不燃物」で出してもよい。 ▶電動式自転車のバッテリーの処分は、販売店、処理業者などにご相談ください。 ▶ストーブ、ファンヒーターは、本体にも燃料が残らないようにしてください。 ▶自転車は防犯登録をしている場合、警察署等で防犯登録の解除をしてから出してください。

ごみ一時保管所に出せないごみ

家庭から一時的に大量に出たごみ

自分でクリーンの森合志または環境美化センターに持ち込むか、町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。※引っ越し、大掃除のごみ など

○町が許可した一般廃棄物収集運搬業者については、環境生活課にお問い合わせになるか、町ホームページをご覧ください。

事業活動で発生するごみ

自分でクリーンの森合志または環境美化センターに持ち込むか、町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。※店・事業所からの一般廃棄物（生ごみ、汚れた紙・布など）

家電リサイクル法に係る 4 品目

（ブラウン管テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

販売店が引き取ります。分解したら処理できません。

販売店の引き取り義務が無い物に限り回収します。



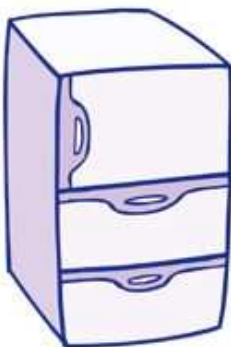
ブラウン管テレビ



液晶式テレビ・
プラズマ式テレビ



エアコン



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機



衣類乾燥機

○詳しくは、環境生活課（電話232-2114）にお問い合わせください。

販売店で引き取りができない物については、環境生活課にお申込みください。粗大ごみ収集日に回収します。収集日の2日前までにご連絡ください。（2日前が休日の場合は、その前日まで）	郵便局から家電リサイクル券を購入します。購入前に家電メーカー及び、テレビの型（例：15型）、冷蔵庫の容量（例：170リットル）を調べておいてください。	町収入証紙（粗大ごみシール）を販売店から購入し、家電に貼り付けます。 注意：家電リサイクル券は、貼り付けないでください。	収集日の朝8時30分までに敷地内の出入口付近に出してください。委託業者が収集します。
--	---	---	--

ごみを直接持ち込む場合

※指定袋や粗大ごみシールは不要です。

受付時間

[平 日] 午前 8:30～12:00
午後 1:00～ 5:00
[土 曜 日] 午前 8:30～12:00
※環境美化センターは、土曜日も休みにになります。
[日曜日・祝日] 休み

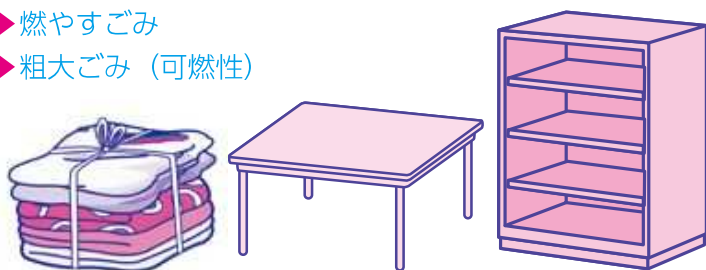
処分手数料（消費税別）

環境工場に設置してある計量器による重さで判断します
(計量器は1の位を四捨五入して表示されます)
家庭内ごみ 40kg以下無料 50kgは250円
50kgを超えるときは10kg増すごとに50円追加
粗大ごみ 10kg以下100円 以後10kgごとに100円加算
※事業所から出るごみは料金が異なります。

- ・直接搬入の際もきちんと分別して持込んでください。
- ・係員の指示に従ってください。

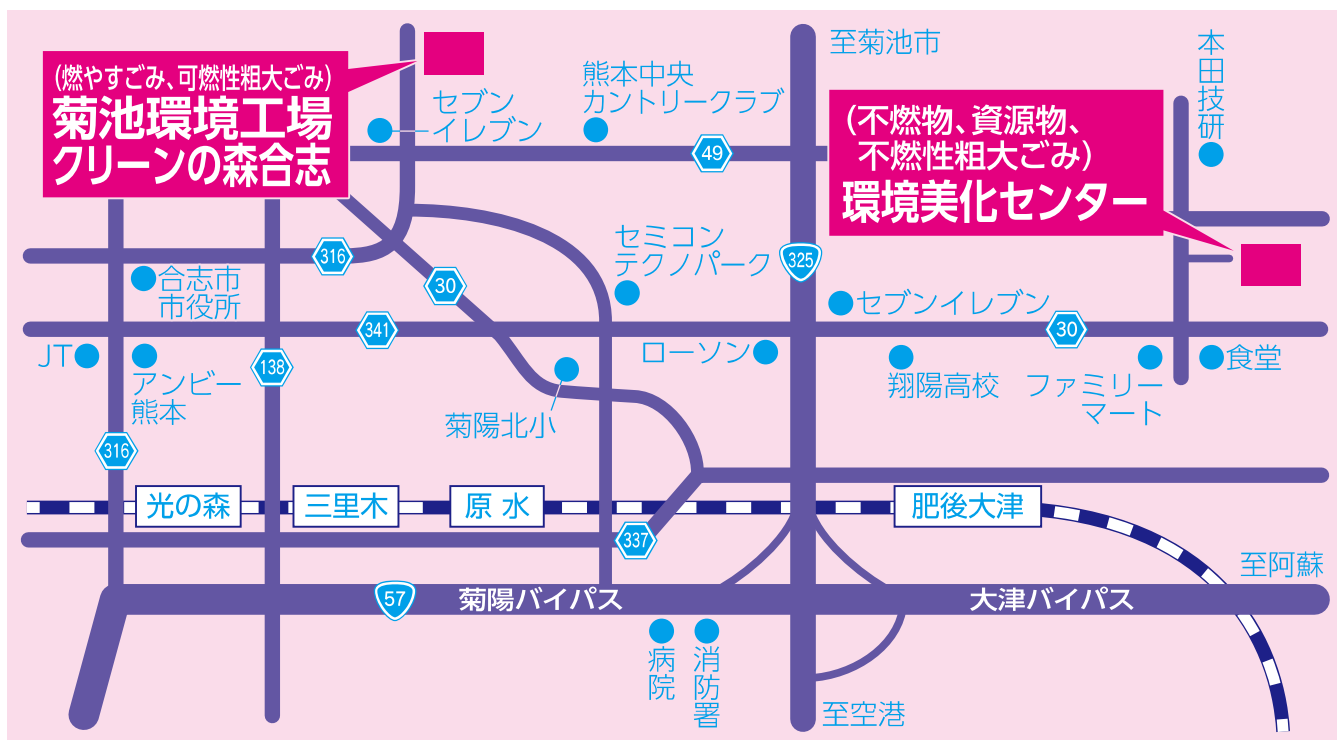
菊池環境工場クリーンの森合志 TEL 248-0330

- ▶ 燃やすごみ
- ▶ 粗大ごみ（可燃性）



環境美化センター TEL 293-1222

- ▶ 資源物
- ▶ 不燃物
- ▶ 粗大ごみ（不燃性）
- ▶ 廃蛍光管
- ▶ 特定品目（廃乾電池など）



搬入上のご注意

- (1) 各施設とも日曜日、休日、祝日は休みです。(環境美化センターは、土曜日も休みにになります。) 但し、クリーンの森合志での月曜日の祝日は、通常どおりですが、ごみ収集カレンダーをご確認ください。
- (2) 各施設へ搬入の際は、所定の処分手数料が必要です。
- (3) 「粗大ごみ」、「資源物」、「不燃物」を混入して搬入するときは、最高3回の計量が必要です。
- (4) 搬入は、4t車以下に限ります。(ロングボディー車は除く)
- (5) クリーンの森合志で搬入可能な粗大ごみは、幅1.5m、長さ3.0m、高さ1.0m以下の物に限ります。

組合（環境工場等）で処理できないごみ

区 分		品 目 例	処理の方法
有害性のあるごみ		・硫酸、硝酸等の劇薬類 ・殺虫剤、消毒剤等の農薬類 ・化学薬品類 ・その他有害性のあるもの	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門業者に処理を委託する。
危険性のあるごみ		・日本刀 ・銃弾 ・バッテリー ・ガスボンベ（カセットコンロ用を除く） ・消火器（中身が入っていないものを除く） ・発煙筒及び花火（いずれも未使用のもの） ・その他危険性のあるもの	
引火性のあるごみ		・灯油 ・ガソリン ・軽油 ・混合油 ・重油 ・シンナー・廃油 ・オイル ・その他引火性のあるもの	
特別管理一般廃棄物		・感染性廃棄物等	感染性廃棄物は、専門許可業者に処理を委託する。
そ の 他	ゴム等	・廃ゴムタイヤ等	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門業者に処理を委託する。
	金属類	・ドラム缶（中身が入っていないものを除く） ・自動車関係部品（走行性能に係らないものを除く） ・バイク ・シニアカー ・オイルヒーター ・オイルジャッキ ・農機具類（家庭で使われたものを除く） ・エンジン（走行用以外のものを除く）	
	空かん類	・有害性のあるものが入っていた空かん ・引火性のあるものが入っていた空かん ・その他、塗料等が入っていた空かん（中身が入っていないものを除く）	
	木製品類	・幅1.5m長さ3.0m高さ1.0mを超える木製品 ・板の厚さが10cmを超えるもの（動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）	
	木竹片	・面の直径又は面の1辺の長さが10cmを超えるもの ・長さ3.0mを超えるもの	
	動物の死がい	・実験した動物	
	畑山等のごみ	・畑、山、庭等で生じた木の根、竹の根、ワラ等	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門業者に処理を委託する。又は、排出者自ら処理する。
	その他	・砂利、土砂、石類 ・ボウリング用ボール	
	家屋解体及び改造に係わるもの等	・家屋解体及び改造等に係わる廃材類 ・石膏ボード ・耐火ボード ・断熱材 ・グラスウール ・ワラ ・カワラ ・スレート ・ブロック ・基礎石 ・コンクリート ・レンガ ・セメント ・その他ガレキ類	
	産業廃棄物		産業廃棄物処理業者に処理を委託する。